

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>二地先まで</p>	<p>富士見市大字鶴馬（元大井分）字 大沼一五一六番六地先から同市大 字上南畑字橋上川袋二七三四番</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・〇〇〃 一六・二三</p>	<p>九・五三〃 一六・二三</p>	<p>敷地の幅員 （メートル）</p>
<p>三九四・六四</p>		<p>延長 （メートル）</p>
<p>歩道整備事業による。</p>		<p>備 考</p>